

旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という。）の用務により旅行する者（以下、「旅行者」という。）に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(適用対象者)

第2条 この規程の適用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 定款第20条に定める役員
- (2) 本会の代議員、部局員（委員を含む）、その他本会の依頼に基づき用務を行う会員
- (3) 前号に掲げる者のか、会長が特に必要と認めた者

(旅費等の支給)

第3条 旅行者が次の各号に掲げる用務により旅行した場合は、本規程の定めるところにより旅費等を支給する。

- (1) 理事会その他本会の会議に出席する場合
- (2) 日本理学療法士協会、関東甲信越ブロック協議会等の関連団体の会議に出席する場合
- (3) 本会の事業計画に基づく用務に従事する場合
- (4) 会長の命による用務に従事する場合

2 役員以外の者が本会の用務により旅行した場合も、前項に基づき本規程を適用し、旅費等を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、旅行者が同一の用務において日本理学療法士協会、関東甲信越ブロック協議会、その他本会以外の団体等から旅費（交通費、宿泊費、日当に相当するもの）の全部または一部の支給を受ける場合は、本会は原則として本規程に定める旅費等を支給しない。

4 前項の場合において、他の団体等からの支給額が本規程に定める額に満たないことが明らかな場合は、会長の承認を得て、その差額を支給することができる。

(旅費等の内容及び計算)

第4条 旅費等の内容は、交通費、宿泊費、宿泊日当とし、その計算方法及び支給額は、別に定める別表のとおりとする。

(旅費等の調整)

第5条 用務の目的地が海外である場合には、理事会の議決を経て旅費等を支給する。

(報告責任)

第6条 旅費等の支給を受けた旅行者は、所定の様式により事後速やかに用務の内容について会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月4日から一部改正により施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から一部改正により施行する。
- この規程は、令和6年7月29日から一部改正により施行する。
- この規程は、令和7年7月28日から一部改正により施行する。
- この規程は、令和7年12月1日から一部改正により施行する。

別表

旅費等の内訳	摘要
旅費	原則として公共交通機関の料金 (自家用車の場合は交通費の計算に則る)
宿泊費	実費 (宿泊地により一泊の上限を定める) ・政令指定都市・東京23区内 20,000円 ・上記以外 18,000円 ※領収証添付のこと 前泊：出発が午前7時より前になる場合に許可される 後泊：帰宅が午後11時を過ぎる場合に許可される
宿泊日当	宿泊1泊につき2,000円

旅費規程の内規

1. 本会を代表しての学術活動、啓発活動への旅費

本会活動の啓発活動として、学会等での発表に対して筆頭演者には以下の条件を満たした場合、旅費等を支給する。発表する学会等の参加費についても支給する。

- (1) 発表に際しては、担当理事と協議し事前に理事会での承認を得ていること。
- (2) 抄録の所属名が本会担当部局であること。
- (3) 同様の名目の旅費が他から支給されていないこと。

2. 旅費の計算

- 1) 原則として公共交通機関の料金とする。
- 2) 公共交通機関の利用において、その座席は指定席までとする。
- 3) 自家用車等を使用した場合は、ガソリン代としてその走行距離に 1km あたり 25 円を乗した額を支給する。
- 4) 1km 未満の場合は支給しない。また、徒歩の場合も支給しない。

附則

1. この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
3. この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。
4. この内規は、令和 7 年 12 月 1 日から一部改正により施行する。